

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

|   |                |
|---|----------------|
| <p>さいたま栗橋線</p>  | <p>路線名</p>     |
| <p>久喜市東大輪字浅間下二〇九七番二地<br/>先から同市東大輪字浅間下二〇九九番<br/>一地先まで</p>                    | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十八年三月二十九日</p>   | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成十四年五月七日付け埼玉県告示第九<br/>〇九号で告示した道路予定区域の供用開<br/>始である。<br/>延長 三三・四〇メートル</p> | <p>備考</p>      |